

(4) 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動が行えるよう、読書活動支援を推進する。

ア 障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器等を活用した実践例の紹介

イ 他校との読書指導に関する資料や情報の交換

ウ 盲学校等で作成した点字図書及び点字図書館*7の資料の活用促進

エ 読み聞かせ等の読書活動の実施

(5) 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

幼児期に読書の楽しさを味わわせることが、その後の読書活動の基盤となることを踏まえ、幼稚園教諭や保育士、保護者等による幼児の読書活動を、更に充実させることが大切である。

ア 職員だけでなく、小・中・高校生が読み聞かせを行う等、多様な読書活動の推進

イ 家庭における読書活動の意義や重要性を理解させるための啓発活動の推進

2 学校図書館等の整備・充実

学校図書館は、読書センター及び学習情報センターとしての機能を持つ学校教育に欠くことができない重要な施設であり、様々な学習活動を支援する機能が求められる。

また、図書資料に関して、公立図書館や公民館図書室の活用、他校の学校図書館との相互利用等、連携・協力を行うことも重要である。

(1) 学校図書館の図書資料、施設・設備、その他諸条件の整備・充実

ア 児童生徒の知的活動を推進し、多様な興味・関心に応える図書の充実を図る図書資料の計画的な整備

イ 各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館及び各学級における読書環境の整備・充実

ウ 学校図書館の蔵書管理コンピュータや校内LANの整備を進めるとともに、他校図書館や公民館図書室等とのインターネットを利用した情報の共有化

エ 校長のリーダーシップのもと、司書教諭等を中心とした学校図書館運営の充実

- ・ 放送大学や大学の講座受講等による司書教諭資格の取得

- ・ 学校図書館の事務的・奉仕的業務を行う図書室担当事務職員の配置

- ・ 児童生徒への読み聞かせやブックトーク*8、ビブリオバトル*9、各種シアター、学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成等への地域のボランティア等外部人材の活用

オ 学校運営上支障のない範囲、また、地域の実情等に応じた地域住民への学校図書館の開放

- ・ 平日における学校図書館開放の推進

- ・ 長期休業期間等におけるボランティア等の協力による開放の推進

*7 点字図書館

点字図書の収蔵、貸出、点訳などを行っている施設。図書館法に基づく図書館ではない。本県では「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」が該当する。

- (2) 県立奄美図書館や公民館図書室及び他校の学校図書館との連携・協力
- ア 多種多様な蔵書があり、専門的な知識をもった職員等が配置されている県立奄美図書館や公民館図書室との連携
 - ・ 県立奄美図書館や公民館図書室からの貸出文庫や職員の積極的な活用
 - イ 自校にない図書や複数の同一図書、調べ学習における多様な図書資料が必要な場合等における、近隣の学校図書館との連携・協力
 - ・ 図書等資料の相互貸借
- (3) 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫
- ア 子どもが安心して絵本や図書に親しむことができるスペースの確保や、保護者やボランティア等、外部人材の協力を得た図書スペースの効果的な活用
 - イ 発達段階に応じた図書選定の工夫



<ビブリオバトル>



<読書祭り>



<保護者や地域ボランティアによる読み聞かせ>

*8 ブックトーク

あるテーマに沿って、何冊かの本を順序立てて紹介していく活動である。聞き手がそれらの本に興味をもち、読書意欲を高めるよう、題名や挿絵の紹介、読み聞かせ等によって行われる。

*9 ビブリオバトル

書評合戦のことである。発表者が順番に本を紹介し合い、意見交換を行った後、参加者が読みたくなった本を多数決で決定してチャンピオン本とする、ゲーム感覚で楽しめる読書会の方法である。

Ⅲ 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした取組

「子ども読書の日（4月23日）」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられ、「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められている。本市においては、公民館図書室や学校で、「お話し会」や「絵本の読み聞かせ」、「多読者表彰」等、「子ども読書の日」にふさわしい取組が行われている。

また、「子どもの読書週間（4月23日～5月12日）」「文字・活字文化の日（10月27日）」「読書週間（10月27日～11月9日）」等があり、年間を通じて子どもと大人が共に地域全体で読書活動を推進する気運を高めている。

さらに、平成30年度に地元新聞社2社及び地元放送局と奄美市PTA連絡協議会が協定を結び、令和元年度から毎月23日に子どもたちの作文の新聞掲載やラジオでの読み聞かせを行う「奄美子ども読書新聞応援プロジェクト」がスタートした。民間団体とPTAが一体となり、奄美市全体で子どもの読書活動の啓発に努めている。

2 学校、公民館図書室、民間団体等における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには、各種情報を広く家庭や地域、学校から収集したり提供したりするなど、啓発広報を充実させることが大切である。

本市においては、広報紙「奄美市だより」等を活用し、子どもの読書活動の実態や、学校図書館、公民館図書室、民間団体等での様々な取組等を広く提供していく。また、市内の各小・中学校の「学校だより」等の掲示コーナーを公民館図書室に設置するなど、情報を広く提供していく。

3 学校、公民館図書室、民間団体及び個人における優れた取組の奨励

子どもが読書に興味をもつような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、民間団体、個人を把握し、これら優れた取組を広く紹介したり表彰推薦したりするなどして奨励していく。



＜クリスマス親子読書会＞



＜保護者による読み聞かせ＞

第3章 推進体制の整備

I 子どもの読書活動推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、県及び関係機関等相互の連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努める。

II 市町村間の連携・協力体制の整備

本市では、「第4次奄美市子ども読書活動推進計画」や、その計画に基づく具体的な方策等についての提言等の配布、県及び他市町村が取り組んだ施策等の情報提供等、相互の連携・協力を努める。

III 各種団体等との連携・協力の促進

民間団体が主体性をもちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動をより一層推進していくこととなる。

そのため、本市では、奄美大島公民館連絡協議会や鹿児島県図書館協会奄美支部を通じて、民間団体間の連携・協力が得られるよう、啓発広報に努めるとともに、交流会や合同研修会等の場や機会の提供に努める。



＜児童による読み聞かせ＞



＜朝の読書＞



＜地元放送局での朗読番組収録＞



＜乳幼児健診時の読み聞かせ＞

資 料

奄美市の公民館の図書貸出冊数及び人数

(冊数：冊，人数：人)

	名瀬公民館 各分館合計		住用公民館		笠利公民館		合 計	
	貸出冊数	貸出人数	貸出冊数	貸出人数	貸出冊数	貸出人数	貸出冊数	貸出人数
平成28年度	23,005	8,299	1,672	411	8,014	1,697	32,691	10,407
平成29年度	22,942	10,407	1,952	416	9,306	1,577	34,200	12,400
平成30年度	22,473	10,406	1,467	303	9,423	1,556	33,363	12,265
令和元年度	21,089	11,121	1,316	385	7,584	1,553	29,989	13,059
令和2年度	17,244	11,210	1,198	308	10,984	2,069	29,426	13,587

奄美市の蔵書数

(冊)

	名瀬公民館 各分館合計	住用公民館	笠利公民館	合 計	名瀬公民館	金久分館	伊津部分館	四谷分館
平成29年度	23,374	10,500	21,546	55,420	13,710	4,213	2,468	2,983
平成30年度	23,054	10,713	22,074	55,841	12,959	4,468	2,497	3,130
令和元年度	23,365	10,998	22,370	56,733	12,875	4,635	2,587	3,268
令和2年度	23,874	11,452	19,922	55,248	13,116	4,770	2,650	3,338
令和3年度	24,495	11,646	19,749	55,890	13,217	5,022	2,789	3,467

奄美市の公民館利用者数

(人)

	名瀬公民館 各分館 移動図書館 合 計	住用公民館	笠利公民館	合 計	名瀬公民館	金久分館	伊津部分館	四谷分館	移 動 図書館車
平成28年度	96,959	8,714	7,848	113,521	13,681	54,646	8,392	17,236	3,004
平成29年度	100,688	8,690	8,131	117,509	17,878	50,809	8,250	18,539	5,212
平成30年度	106,735	7,942	7,645	122,322	18,265	57,033	7,944	17,754	5,739
令和元年度	95,046	8,724	6,883	110,633	17,927	47,395	7,061	15,450	7,213
令和2年度	61,124	7,582	5,204	73,910	10,123	30,896	3,983	8,424	7,698

参 考

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校・図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



山 口 市